



# 竹田 ゆかり 市政通信

「通信」という言葉には交流・ふれあいの意味があります。

〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎 5-31-11 連絡先 090-3535-4474  
E-mail yukari.ain@gmail.com

市の不許可処分は、違法。  
市が指名した審理員の判断下る

昨年の6月と9月に市民団体が「ピースパレード」を実施するにあたって、庁舎前庭を集合場所として使用することを市が不許可としたことに対して、処分取り消しを求め「審査請求」が市民団体から提出されていた。鎌倉市から指名された審理員（外部弁護士）は、半年間かけて双方の主張を聞き取った上で意見書を市に提出。それに基づいてこの度、市から採決が下された。それによると「ピースパレードの実施日は過ぎているので処分取り消しを行っても請求者に法的利益がない」として請求を却下するというものであった。

ところが、審理員は意見書の中で「庁舎前庭の使用を不許可処分としたことは違法である」と付言していたのである。理由は、「閉庁日のわずか5分間の使用であり、本庁舎の使用に何ら支障が生じないこと等の事情に照らすと、諸般の事情を考慮したとは到底言えない。市の裁量権を逸脱した処分である」と述べているのである。

この審理員の意見書を含めて、本会議で報告されたのは10月4日。報告内容が各議員タブレットに配信されたのは、本会議前日の午後3時頃である。この市の対応は、報告内容と、議会を軽視するものと言える。

（4日竹田ゆかり質疑を行った。録画参照）

緊急性があるのに、新事業ができない部と緊急性がなくても、新事業ができる部。

## 包括予算制度に問題あり

一般質問より

➡ 例えば、今年度から事業化されたスポーツビーチ。条例で禁止されている革製のボール（ラグビー、バレーボール）を使用して遊べるエリアを材木座海岸に市が設置した。予算額 400 万円。

市の説明では「海水浴場で球技を楽しみたいという声に応えた。ファミリー層を呼び戻す目的もある」とのこと。しかし8月18日現地に行ってみると、利用者0人。スタッフが呼び込みに行くとやっと3人の少年がやってきた。6日間の利用者数で割ると、一人8600円をかけた事業となった。果たして市民のニーズに応えた事業と言えるのか。包括予算制度は、次年度予算編成時に、各部の予算配分枠を決め、その枠に収まるように部内で予算編成をする制度である。市民生活部は、予算枠の中から400万円を捻出できたため、特に緊急性・重要性があるとは思えない「スポーツビーチ」を事業化することができた。一方、予

## 交通不便地域の課題解決は

喫緊の課題。一般質問より

市はこれまで交通不便地域の解消を目指して来た。4地区はミニバス導入で解消したが、2地区については未だ解消されていない。

市は今年2月、(株)モネテクノロジーとオンデマンドモビリティサービスの検討に向けた連携を開始した。市は「今後、モネと交通不便地域の解消に向けてバスとタクシーの間に位置する乗り合いの新しい交通システムを生み出したい」と答弁。特に交通不便地域にお住いの高齢者の方々の外出を促す視点、町づくりの視点からも課題の重要性を認識して取り組むことを強く求めた。

算枠に余裕のない部では、どれほど緊急性・重要性がある事業があっても事業化することができない。これで果たして、全庁的な視点で緊急性・重要性のある事業を執行することができるのか。市民にとって最適な行政サービスの提供ができるのか。制度の見直しを求めた。

部長答弁 → 全庁的な視点で予算を精査する仕組みを強化し、制度の改善を図っていく。

## 9月議会

### 主な議案と陳情等審査について

## ●いそげ！

### 特別教室へのエアコン設置 一般質問より

これまで何度となく、小中学校特別教室へのエアコン設置の必要性を現場の学習状況をふまえて取り上げてきた。7月6日神奈川新聞「データで見る神奈川2019」によると、鎌倉市立小中学校の特別教室へのエアコン設置率が、県内32市町の設置率と比較して、低いことが明らかとなった。市長の認識を質した。

**市長答弁**→他市に比べて設置率が低いことは残念。教育環境改善に向けて教育委員会と連携していく。(他人事としか思えない答弁)

## ●検討に何年かけるのか！

### 小学校給食費公会計化 一般質問より

7月31日、文科省より「学校給食費の公会計化を一層促進し、教職員の業務負担を軽減すること」との通知が出された。市の決意を問う。

**副市長答弁**→給食費の公会計化は非常に重要な課題。教育委員会と連携して取り組んでいく。

## 日米地位協定の見直しを求める意見書

多数挙手により可決

2018年、全国知事会は、日米地位協定の抜本の見直しを含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択した。日米地位協定は、1960年に締結され、その後世界の情勢は大きく変化した。締結以来、一度も改訂が行われていない。他国(イギリス、イタリア、ドイツ、ベルギー)の地位協定と比較してみると、他国においては、国内法の規定により米軍機の飛行が規制されているが、日本の場合は国内法が適用されず、米軍機による重大な事故が繰り返されても飛行差し止めを求めることができない。また、事故発生時に現場に立ち入り調査を行う権限(管理権)もないなど、現行の地位協定のもとでは、国民の暮らしや命、財産を守る上で多くの課題がある。また、日米地位協定25条により、日米合同委員会で、基地負担軽減のための話し合いはなされるものの、国会は関与できず、話し合いの結果は米軍の努力義務とされ、法的拘束力はない。

現在、神奈川県には米軍基地(施設)が12か所あり、座間市(17.56km<sup>2</sup>)とほぼ同面積の土地を提供しており全国第2位の基地県となっている。特に近年多くの県民が、主に離着陸訓練時の騒音に悩まされており、鎌倉市内においても頻繁に低空飛行が行われ騒音被害が発生している。

鎌倉市は1958年、日本国憲法をつらぬく平和精神にもとづいて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために平和都市宣言を行った。国民の権利保障を基本とする日米地位協定の見直しは、平和につながる一歩として、喫緊の課題と考える。よって、鎌倉市議会は国及び政府関係機関に対し、全国知事会の提言をふまえ、日米地位協定の見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

鎌倉市議会

●**陳情** 玉縄青少年会館の閉館について→採択(要旨)玉縄青少年会館は青少年の活動の場であるとともに多くの市民に有効活用されている。閉館により多くの不都合が生じる。(竹田ゆかり賛成)

●**請願** 日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出について→採択 請願紹介議員(竹田ゆかり・安立・吉岡)(要旨)日米地位協定は日本の航空法が適用されないことにより、騒音被害が生じている。市民の生活財産・人権を守るために見直しを求めるもの。(総務常任委員会で全会一致でなかったため、改めて議員提案をすることとなる)

●**議案** 議案36号の撤回(市長提案)→否決(市長取り下げ理由)今一度十分な検討をする必要あり。(竹田ゆかり反対理由)すでに教育こども常任委員会で審議が済んでいる。議会審議をないがしろにするもの。●**議案36号** 玉縄青少年会館を廃止するための条例改正→否決(竹田ゆかり反対)

●**議案40号** 児童発達支援センター「あおぞら園」を指定管理にするための条例改正(2月議会で否決されたもの)この間、議会から指摘された課題を取り除いての再提案。→可決。(竹田ゆかり賛成)

●**意見書・決議** \*日米地位協定の見直しを求める意見書→竹田提案可決\*カジノを含む統合型リゾートを憂慮する決議→否決\*2121年度介護保険制度の改定に対する意見書→可決 3件とも竹田賛成

## \*ごみ処理体制不透明

2市1町(鎌倉・逗子・葉山)ごみ処理広域化を目指すとしているが、年内に見通し立たず。2024年名越焼却施設停止後、逗子市での焼却と自区外処理の予定。生ごみは分別収集し、今泉で処理する予定。住民合意は得られていない。

## \*北鎌倉隧道問題その後

仮設工事ではなく、本設工事3案が示された。地権者・市民等への説明会を経て、市が一案に絞る。しかし未だ一部地権者(開削派)の合意は得られていない。

## \*パートナーシップ制度実施に向けて

性的少数者(LGBTなど)のカップルをパートナーとして公的に認める「パートナーシップ制度」を12月に導入。